

(仮訳)

福島県提案プロジェクトに関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決めの第2回修正

この福島県提案プロジェクトに関する実施取決めの第2回修正は、福島県（住所：日本国、郵便番号960-8670、福島県福島市杉妻町2-16）および国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号1400、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱100。IAEA憲章によって設立された政府間機関）（以下「IAEA」という）との間でなされるものである。以下、福島県およびIAEAはそれぞれ個別に「当事者」といい、合わせて「両当事者」という。

福島県提案プロジェクトに関する実施取決めには、2013年3月25日にIAEAが、2013年4月10日に福島県が、それぞれ署名した（以下これを「実施取決め」という）。

福島県提案プロジェクトに関する実施取決めの第1回修正には、2013年10月25日に福島県が、2013年10月30日にIAEAが、それぞれ署名した。

両当事者は実施取決めを修正することを望んでいる。その修正とは、実施取決めのパラグラフ2（「協力の範囲」）のプロジェクトを再構成し、取決めの有効期間を延長するものである。

したがって両当事者は、ここに以下のとおり合意する。

1. 実施取決めの有効期間を2017年12月31日まで延長する。
2. 実施取決めパラグラフ2（「協力の範囲」）を、実施が見込まれる以下のプロジェクト及び活動を含むものへと修正する。
 - 河川等における放射性核種の動態調査
 - 野生動物における放射性核種の動態調査
 - 河川・湖沼等における放射性物質対策
 - 一般廃棄物焼却施設における放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の検討

3. 実施取決めのうち、この第2回修正の第1条から第2条に示されるものを除くその他すべての規定は、引き続き有効に存続するものとする。
4. この第2回修正は両当事者による、または両当事者を代理する者による最後の署名の日に効力を発生し、実施取決めの期間中有効に存続するものとする。

福島県のために

国際原子力機関のために

(署名)

(署名)

(氏名及び肩書き)

(氏名及び肩書き)

尾形 淳一
生活環境部長

ホアン・カルロス・レンティフォ
事務次長
原子力安全・核セキュリティ担当

(場所及び日付)

(場所及び日付)